

定時定路線型利用者運送約款
(地域乗合サービス運送約款)

第1章 総則

第1条 (目的)

- 本約款は、道路運送法第21条第1項第2号および第78条第1項第2号に基づき、本事業者が和歌山県田辺市本宮地域で実施する定時定路線による乗客運送（以下「**本旅客運送**」といいます）を行うにあたり、運送契約の内容、運送条件、乗客の権利義務等を定めることを目的とします。
- 本約款に定めのない事項については、法令の定めるところまたは一般の慣習によるものとします。

第2条 (定義)

本約款において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下表に定めたとおりとします。

「一般運送」	道路運送法第21条第1項第2号に基づく許可を得た乗合乗客自動車運送事業による運送
「地域運送」	道路運送法第78条第1項第2号に基づく登録を受けた自家用有償乗客運送による運送
「本事業者」	本約款に基づき本旅客運送を提供する事業者
「提携事業者」	本旅客運送の実行に関する業務を本事業者から受託するオムロン ソーシャルソリューションズ株式会社
「乗務員」	本約款に基づく本旅客運送業務を遂行するために、運転業務、運行中の安全確保、車両管理等の業務を担う者
「乗客」	本旅客運送を利用する者
「車両」	本旅客運送に使用される車両
「禁煙車両」	禁煙車である旨を表示した車両
「手回品」	乗客の携行する物品
「ハラスメント行為」	パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、モラルハラスメントその他の乗客の発言、行動等が乗客の意図には関係なく、本事業者の乗務員を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、または脅威を与える行為

第3条 (本約款の適用)

- 本約款は、本旅客運送の利用条件を定めるもので、次項により修正・変更した内容を含め、乗客が本旅客運送を利用する際の一切の行為に適用されます。
- 本事業者は、次の場合に、本事業者の裁量により、いつでも本約款を変更することができるものとします。
 - 本約款の変更が、乗客の一般の利益に適合するとき
 - 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 本事業者は、前項による本約款の変更をする場合は、変更後の規約の効力発生日の2週間前までに、本約款を変更する旨、変更後の規約の内容及び変更の効力発生日を本事業者 HP 上に掲示します。本約款は効力発生日の到来をもって変更されるものとします。

第2章 運送契約

第4条（本旅客運送）

1. 本旅客運送は、運行区間・時間帯に応じて「一般運送」または「地域運送」として提供されます。
2. 本事業者は、運行計画に基づき、各便の運送区分を明示するものとします。

第5条（契約の成立）

1. 乗客が乗車した時点で、当該乗客と本事業者との間に本旅客運送に係る運送契約が成立したものとみなします。
2. 前項にかかわらず、予約制運行においては、乗客からの事前の申込みおよびこれに対する本事業者の承諾をもって本旅客運送に係る運送契約が成立するものとします。

第6条（運送引き受け・継続の拒否）

1. 本事業者は、本条第2項、第7条、第12条第3項その他正当な理由により運送の引受けまたは継続を拒絶する場合を除いて、乗客の運送を引き受けます。
2. 本事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本旅客運送の引受けまたは継続を拒絶することがあります。
 - (1) 当該運送の申込みが本約款によらないものであるとき。
 - (2) 当該運送に適する設備がないとき。
 - (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
 - (4) 当該運送が法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
 - (6) 乗客が乗務員の乗客自動車運送事業等運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
 - (7) 乗客が乗客自動車運送事業等運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
 - (8) 乗客が第7条第3項または第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
 - (9) 乗客が行先を明瞭に告げられないほどまたは人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
 - (10) 乗客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
 - (11) 乗客が付添人を伴わない重病者であるとき。
 - (12) 乗客が感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る）の患者（これらの患者とみなされる者を含む）または新感染症の所見のある者であるとき。

第7条（危険物等の持ち込み）

1. 乗客は、第6条第1項第7号に定める物品を車内に持ち込むことができません。
2. 本事業者は、乗客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、乗客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。
3. 本事業者は、前項の規定による求めに応じない乗客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。
4. 本事業者は、乗客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、乗客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第3章 運賃・料金

第8条（運賃の設定）

1. 本旅客運送の運賃は、定時定路線に基づき、区間ごとに定額で定められた運賃表に従うものとします。
2. 運賃表は、停留所、車内および本事業者 HP 等にて公表します。

第9条（支払方法）

運賃は、乗車時または降車時に現金または本事業者が指定する方法により支払うものとします。

第4章 運送の実施

第10条（運行計画）

本事業者は、定時定路線に基づき、運行時刻表および停留所を定め、これを公表します。

第11条（乗務員の指示）

乗客は、本事業者、乗務員その他の係員が運送の安全確保及び車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならないものとします。

第12条（禁止行為）

1. 乗客は次の各号に定める行為を行わないものとします。
 - (1) 禁煙車両内での喫煙
 - (2) 乗務員や他の乗客に対するハラスメント行為
 - (3) 第 11 条に定める乗務員の指示に従わない行為
 - (4) その他運送の安全確保を阻害し、または阻害するおそれのある一切の行為
2. 乗客が前項の禁止行為を行い、または行おうとしている場合、乗務員は当該行為を中止するように求めます。
3. 乗客が前項の求めに応じない場合には、乗務員は、運送の引受けまたは継続を拒絶するほか、乗客が降車するまでの運賃のほか、第 1 項の行為に起因又は関連して本事業者、乗務員又は乗客その他の第三者が負担した一切の費用を当該乗客に請求することができ、本事業者は、当該行為により生じた損害の賠償（喫煙の場合は車両の清掃費用、ハラスメント行為の場合は慰謝料を含みます）を当該乗客に請求できるものとします。

第13条（運送の中止・遅延）

天候不順、災害、車両故障その他やむを得ない事由により運送を中止または遅延する場合、本事業者は速やかに本事業者 HP 上に掲示します。

第5章 責任・免責

第14条（本事業者の責任）

1. 本事業者は、本事業者の責めに帰すべき事由に基づいて運送中に生じた事故により、乗客の生命または身体を害したときは、法令および本約款に基づき責任を負います。ただし、本事業者が、当該乗客または本事業者の乗務員以外の第三者に故意または過失のあったこと、および自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の場合において、本事業者の乗客に対する責任は、乗客の乗車時から下車時までの間に限り生じ、それ以外の時点に生じた乗客の損害について本事業者は一切責任を負いません。

第15条（免責事項）

1. 本事業者は、次の事由により生じた損害については責任を負わないものとします。
 - (1) 乗客の故意または過失によるもの
 - (2) 天災その他本事業者の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止・遅延、その他の措置をしたことによるもの
2. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、また、本事業者の損害賠償責任の全部又は一部を免除する規定が、消費者契約法その他の法令の強行規定に基づき無効又は適用されない場合には、当該無効又は適用されないとされた規定にかかわらず、本旅客運送の利用又は運送契約に関して、本事業者が乗客に対して負う損害賠償責任の範囲は、本事業者の責めに帰すべき事由により又は本事業者が運送契約に違反したことにより乗客に発生した直接かつ現実に生じた通常損害に限定され、特別な事情から生じた損害（本事業者において損害の発生を予見し、又は、予見し得た場合を含みます。）及び逸失利益を含まないものとし、その上限は乗客が過去 1 年間で支払った金額とします。また、乗客が本事業者に対する損害賠償請求をなした日となった日から 3 か月を経過する日までに請求を行わなかった場合、損害賠償を請求する権利を失うものとします。

第16条（乗客の責任）

本事業者は、乗客の故意若しくは過失によりまたは乗客が法令若しくは本約款の規定を守らないことにより本事業者が損害を受けたときは、当該乗客に対し、その損害の賠償を求めます。

第6章 その他

第17条（苦情・相談）

乗客は、運送に関する苦情または相談を、所定の窓口または本事業者に申し出ることができます。

第18条（個人情報の取扱い）

1. 本事業者及び提携事業者は、乗客の個人情報をプライバシーポリシーに従って取り扱います。本旅客運送をご利用になるには、当該ポリシーの内容にあらかじめ同意していただく必要があります。ご同意いただけないときは、本旅客運送をご利用いただけません。
2. 本事業者及び提携事業者は、本旅客運送で取り扱う情報から匿名加工情報又は個人を識別できない統計的な情報を作成して、これを利用し、提供し又は公開することができ、乗客はこれに異議を述べないものとします。なお、匿名加工情報の作成及び作成後の取扱いは、個人情報保護法に従って行います。

第19条（権利義務の譲渡等）

1. 乗客は、本事業者の書面による事前の承諾なく、本約款に基づく自己の地位又は権利義務につき、譲渡、移転、担保設定その他の処分を第三者に対してすることはできません。
2. 本事業者は、合併、事業譲渡その他の事由により第三者に本旅客運送にかかる事業を承継する場合、本約款に基づく自己の地位及び権利義務を当該事業の承継人に承継、譲渡又は移転することができるものとします。

第20条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第21条（準拠法・管轄）

本約款に関する紛争は、日本法を準拠法とし、本事業者の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

以上